

指定管理者制度の枠組みと使用料（利用料金）について

資料 3

【契約】

・指定管理者と管理運営の細目について協定書を締結している（施設によっては指定管理料が発生しない 0 円協定あり）

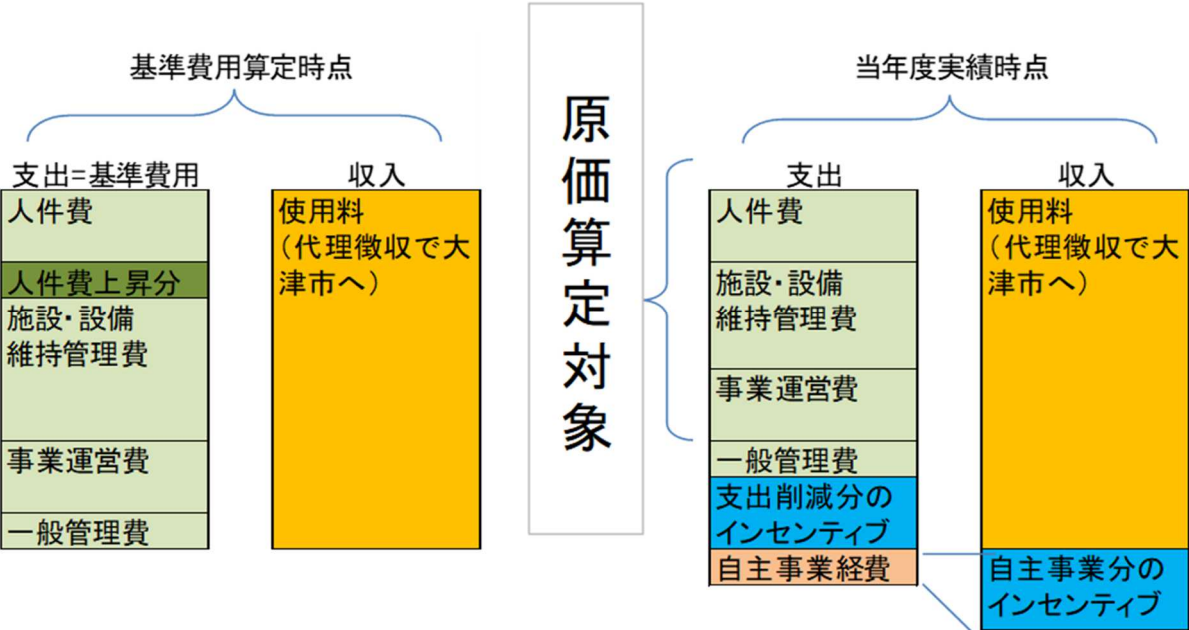
【指定管理者制度における本市の基準費用に係る枠組み】

基準費用：指定管理者を募集するに当たって、個別施設ごとに算定した指定期間中の施設・設備維持管理に係る費用

算出方法：歳出額（過去 3 年実績の平均額を基本に施設の諸事情や経費縮減の検討、人件費や物価の上昇などの社会情勢を勘案して算出）— 利用料金を採用している場合はその歳入額（過去 3 年実績の平均額）

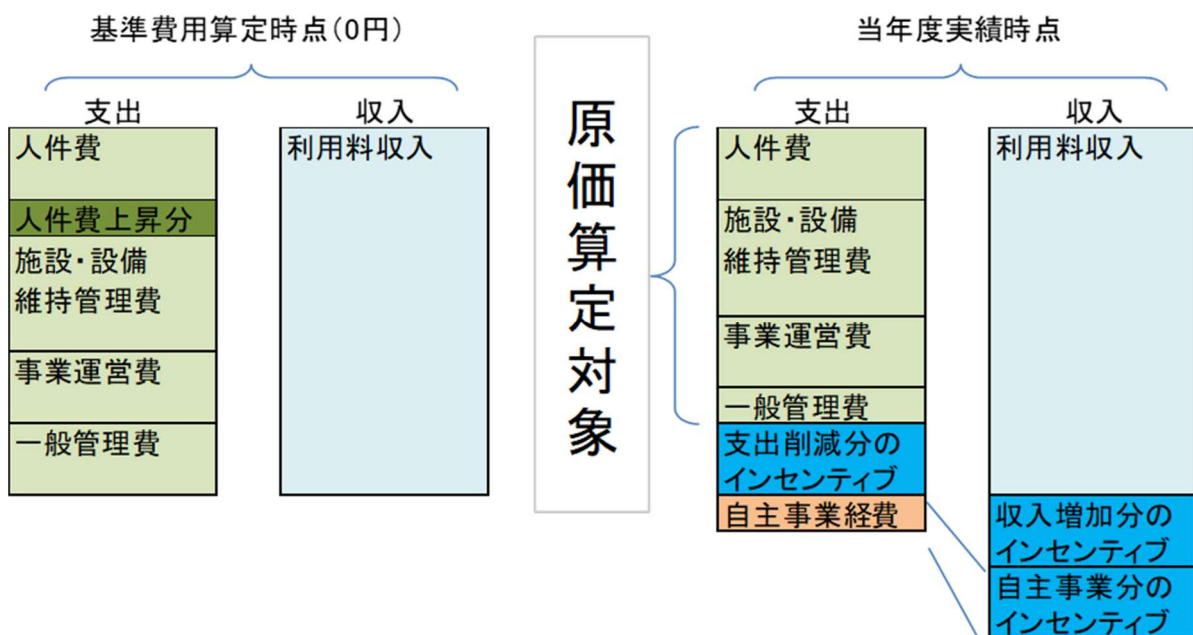
【指定管理者制度における使用料と利用料金の枠組みについて】

- ① 使用料：条例で示す使用料のみ（金額は固定）を市が徴収する（指定管理者が代理徴収）
- ・現在は駐車場・駐輪場・市営住宅のみで、収入の増減に関わらず、大津市に納付する。
 - ・指定管理業務にあたるインセンティブは支出削減分のみで、収入部分は代理徴収のため自主事業に係るインセンティブのみ。
 - ・次回以降の基準費用算定時には削減された支出額から基準費用が算出されるため、支出削減分のインセンティブが継続しにくい構造となる。



- ② 利用料：条例で示す額を上限として指定管理者が提案する金額(利用料)を徴収する
- ・自主事業は指定管理者における事業であるため、原則、原価算定に含めない。

基準費用が0円の施設（観光施設など利用料収入が多く見込める施設）の場合は、支出削減分と自主事業分に加え、収入増加分がインセンティブとなる。



指定管理料が発生する場合は、インセンティブの種類が多くなるが、次回以降の基準費用算定時には削減された支出額と、増加した収入額から基準費用が算出されるため、自主事業を除くインセンティブが継続しにくい構造となる。

